

本誓寺 門徒会通信

第八号

発行責任者
英旦
白崎

このままでは
六ヶ月後に本誓寺に対し
裁判所より解散命令!!

宗教法人法第八十一条は法人の解散について規定しており、その第四項には一年以上にわたり代表役員及びその代務者が欠いている場合には、宗教法人寺院としての機能が停止したとみなされ、解散命令が下されることがあります。本誓寺では本年二月九日に代表役員である吉田是行氏が逝去され、早や六ヶ月が経過しました。これまでに本誓寺寺族（故是行氏の奥様である坊守吉田正子氏、候補衆徒・長男明氏、副住職・二男信氏）に対し今後の本誓寺について協議するよう求められてきました。しかしながら、長年にわたり坊守である吉田正子氏の所在を隠し続ける信氏に対し、本誓寺を正常化する門徒の会（以下、当会）会長が内容証明郵便にて居

所の問い合わせを行つても返事をもらふことは出来ませんでした。また、信氏は明氏に対し相続廃除の申し立てを盛岡家庭裁判所に起こしており、もはや寺族三者による協議は絶望的と思われます。このような所業は大変残念なりませんし、いかなる手段を行使しても住職の地位に就きたい二男信氏が候補衆徒（住職後継者）という地位を本山より認められている長男明氏に対し嫌がらせ行為を行つてゐると思わざるを得ません。長年山にわたり先祖の靈を守つてきた我々門徒の気持ちを踏みにじることをこれ以上許すことは出来ません。門徒があつてのお寺であることの皆様は忘れたのでしょうか。「いい加減にして下さい」という思いが募るのは当然だと思ひます。真宗大谷派の最高規範である宗憲に則り、住職が選任されることを切に願うところになります。總代の選任が行わなければ絶対に避けなければなりません。真宗大谷派の最高規範である宗憲に則り、住職が選任されることを切に願うところですが、皆様はいかがお思いでしょうか。尚、前住職吉田是行氏の遺言は吉田家内のものであり、住職後継者決定には何の効力もないことを付記します。事態は切迫して来ております。御

総会開催権を持つ寺族代表・坊守吉田正子氏には同封の葉書に記載した事項に御同意を頂くこと、門徒の皆様には同封の葉書に記載した事項に御同意を頂くこと、田正子氏が総会を開催せず總代の選任が行われない場合には、宗務総長により住職を任命することについて署名捺印の上、八月末までに御返送頂きたくお願ひ申し上げる次第です。

当会は発足後四年半以上にわたり御門徒様方へ情報を伝えするとともに仙台教務所長ならびに本山組織部への働きかけを行つてまいりました。また、宗教法人本誓寺を統括する岩手県総務部法務学事課による対応をお願いするとともに本誓寺の正常化が一日も早く成就するよう、現在、本誓寺の庫裏に居住している副住職ならびに自称責任役員・總代の方々への協力を求めてまいりました。しかしながら、住職逝去後も正常化は遅々として進んでおりません。門徒の皆様方におかれましては、この状況がいつまで続くかと気を揉んでおられることがあります。前述致しました事の重大さを御理解頂き、一人でも多くの方々に賛同ををお願いする次第です。

本誓寺問題の総括資料を作りましたので、参考にして頂ければ幸いです。

また、御質問や御意見がお有りの方はメール (oga-koke@diamond.broba.cc) または FAX (019-662-7331) にて御連絡下さいますようお願い申し上げます。